

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
訪問介護	人員配置基準における両立支援への配慮	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し	54	○5①	149	R7.4	有
	訪問介護における特定事業所加算の見直し	14	○1(2)①	8～10	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	26	○1(5)④	48	R7.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進	27	○1(6)②	51	R6.4(※5)	
	訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し	28	○1(7)①	53	R6.4	
	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化	35	○2(1)⑮	81	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い	42	○3(2)①	109	(※4)	
	訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し	51	○4(1)①	135～136	R6.4	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化	54	○5②	150	R6.4	
特別地域加算の対象地域の見直し	54	○5③	151	—		
訪問入浴介護	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	訪問入浴介護における看取り対応体制の評価	23	○1(4)②	38	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R7.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進 ★	27	○1(6)②	51	R6.4	
	訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し★	28	○1(7)①	53	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	○5②	150	R6.4	
	特別地域加算の対象地域の見直し★	54	○5③	151	—	
	訪問看護	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)
管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★		47	○3(3)①	119	R6.6	
「書面掲示」規制の見直し★		54	○5①	149	R7.4	有
専門性の高い看護師による訪問看護の評価★		16	○1(3)①	15	R6.6	
円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進★		18	○1(3)⑦	21	R6.6	
訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し		23	○1(4)③	39	R6.6	
情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価		24	○1(4)④	40	R6.6	
業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★		26	○1(5)④	48	R7.4(※5)	有
高齢者虐待防止の推進★		27	○1(6)①	49～50	R6.6(※5)	

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51	R6.6(※5)	
	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★	35	○2(1)⑮	81	R6.6	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	訪問看護等における24時間対応体制の充実★	47	○3(3)③	121	R6.6	
	訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★	47	○3(3)④	122	R6.6	
	退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化★	48	○3(3)⑤	123	R6.6	
	理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★	51	○4(1)②	137～138	R6.6	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	○5②	150	R6.6	
	特別地域加算の対象地域の見直し★	54	○5③	151	—	
訪問リハビリテーション	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.6	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★	18	○1(3)⑧	22	R6.6	
	退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★	18	○1(3)⑨	23	R6.6	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R7.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R6.6(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51	R6.6(※5)	
	訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進	28	○1(7)②	54	R6.6	
	訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進	31	○2(1)①	64～66	R6.6	
	訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★	32	○2(1)⑥	71	R6.6	
	要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化★	33	○2(1)⑦	72	R6.6	
	介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価（予防のみ）	33	○2(1)⑧	73	R6.6	
	退院直後の診療未実施減算の免除★	33	○2(1)⑨	74	R6.6	
	診療未実施減算の経過措置の延長等★	34	○2(1)⑩	75	R6.6 R9.4	
	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化	35	○2(1)⑮	81	R6.6	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	○5②	150	R6.6		
特別地域加算の対象地域の見直し★	54	○5③	151	—		
居宅療養管理指導	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.6	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進★	16	○1(3)②	16	R6.6	
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51	R6.6(※5)	
	居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実★	35	○2(1)⑭	80	R6.6	

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)	資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定	
	居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実★	35	〇2(1)⑩	82	R6.6	
	管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し★	36	〇2(1)㉑	85	R6.6	
	薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し★	48	〇3(3)⑥	124	R6.6	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	〇5②	150	R6.6	
	特別地域加算の対象地域の見直し★	54	〇5③	151	R6.6	
	居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長★	55	〇5④	152	R9.4	
通所介護	人員配置基準における両立支援への配慮	45	〇3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等	47	〇3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し	54	〇5①	149	R7.4	有
	豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化	15	〇1(2)②	11	(※4)	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	26	〇1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進	27	〇1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進	27	〇1(6)②	51	R6.4(※5)	
	通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し	28	〇1(7)③	55	R6.4	
	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し	32	〇2(1)③	70	(※4)	
	通所介護等における入浴介助加算の見直し	37	〇2(2)①	89～90	R6.4	
	科学的介護推進体制加算の見直し	39	〇2(3)①	97	(※4)	
	アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し	40	〇2(3)③	103	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化	41	〇3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い	42	〇3(2)①	109	(※4)	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	46	〇3(2)⑧	118	R6.4	
	通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し	48	〇3(3)⑦	125～126	R6.4	
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化	54	〇5②	150	R6.4		
通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化	55	〇5⑤	153	—		
通所リハビリテーション	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	〇3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	〇3(3)①	119	R6.6	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	〇5①	149	R7.4	有
	豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化	15	〇1(2)②	11	(※4)	
	通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡充★	15	〇1(2)③	12	(※4)	
	医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★	18	〇1(3)⑧	22	R6.6	
	退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★	18	〇1(3)⑨	23	R6.6	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	〇1(5)④	48	R6.6(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	〇1(6)①	49～50	R6.6(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	〇1(6)②	51	R6.6(※5)	
訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進	31	〇2(1)①	64～66	R6.6		

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★	32	○2(1)③	70	(※4)	
	訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★	32	○2(1)⑥	71	R6.6	
	介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価（予防のみ）	33	○2(1)⑧	73	R6.6	
	通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し	34	○2(1)⑩	76～77	R6.6	
	通所リハビリテーションにおける入浴介助加算（Ⅱ）の見直し	38	○2(2)②	91	R6.6	
	科学的介護推進体制加算の見直し★	39	○2(3)①	97	(※4)	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
	運動器機能向上加算の基本報酬への包括化（予防のみ）	52	○4(2)①	142	R6.6	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	○5②	150	R6.6	
	通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★	55	○5⑤	153	—	
短期入所生活介護	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	短期入所生活介護における看取り対応体制の強化	24	○1(4)⑤	41	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51～52	R6.4(※5)	有
	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★	35	○2(1)⑮	81	R6.4	
	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★	38	○2(2)③	92	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★	42	○3(2)③	111～112	R6.4	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★	48	○3(3)⑩	127	(※4)		
短期入所生活介護における長期利用の適正化★	51	○4(1)③	139	R6.4		
短期入所療養介護	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	総合医学管理加算の見直し★	17	○1(3)③	17	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51～52	R6.4(※5)	有

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★	35	○2(1)⑮	81	R6.4	
	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★	38	○2(2)③	92	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★	42	○3(2)③	111～112	R6.4	
	介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★	45	○3(2)⑤	115	R6.4	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
	ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★	48	○3(3)⑩	127	(※4)	
福祉用具貸与	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R7.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R9.4(※5)	有
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51	R6.4(※5)	
	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★	29	○1(8)①	59	R6.4	
	モニタリング実施時期の明確化★	30	○1(8)②	60	R6.4	
	モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付	30	○1(8)③	61	R6.4	
	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★	30	○1(8)④	62	R6.4	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★	54	○5②	150	R6.4	
特定福祉用具販売	特別地域加算の対象地域の見直し★	54	○5③	151	—	
	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	身体的拘束等の適正化の推進★	27	○1(6)②	51	R6.4	
	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★	29	○1(8)①	59	R6.4	
	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★	30	○1(8)④	62	—	
特定施設入居者生活介護	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化	19	○1(3)⑫	26	R6.4	
	特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し	19	○1(3)⑬	27	R6.4	
協力医療機関との連携体制の構築★	20	○1(3)⑰	33	R6.4		

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	協力医療機関との定期的な会議の実施★	22	○1(3)㉔	34	R6.4	
	入院時等の医療機関への情報提供★	22	○1(3)㉕	35	R6.4	
	高齢者施設等における感染症対応力の向上★	25	○1(5)①	45	R6.4	
	施設内療養を行う高齢者施設等への対応★	26	○1(5)②	46	R6.4	
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★	26	○1(5)③	47	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進★	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	特定施設入居者生活介護サービスにおける口腔衛生管理の強化★	36	○2(1)㉗	83	(※6) 加算廃止の時期は今後確認要	有
	科学的介護推進体制加算の見直し★	39	○2(3)①	97	(※4)	
	アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し	40	○2(3)③	103	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い★	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボット や ICT 等のテクノロジーの活用促進★	42	○3(2)③	111～112	R6.4	
	生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化★	43	○3(2)④	113～114	R6.4	
外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★	46	○3(2)⑧	118	R6.4		
介護老人福祉施設	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)㉙	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	配置医師緊急時対応加算の見直し	20	○1(3)㉚	29	R6.4	
	介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知	20	○1(3)㉛	30	(※4)	
	介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価	20	○1(3)㉜	31	R6.4	
	協力医療機関との連携体制の構築	20	○1(3)㉝	33	R6.4	有
	協力医療機関との定期的な会議の実施	22	○1(3)㉞	34	R6.4	
	入院時等の医療機関への情報提供	22	○1(3)㉟	35	R6.4	
	介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し	23	○1(3)㊱	36	R6.4	
	高齢者施設等における感染症対応力の向上	25	○1(5)①	45	R6.4	
	施設内療養を行う高齢者施設等への対応	26	○1(5)②	46	R6.4	
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	26	○1(5)③	47	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進	29	○1(7)⑤	57	R6.4		
介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進	31	○2(1)②	68～69	R6.4		
リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し	32	○2(1)③	70	(※4)		

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化	36	○2(1)⑱	84	(※4)	
	退所者の栄養管理に関する情報連携の促進	37	○2(1)㉑	86	R6.4	
	再入所時栄養連携加算の対象の見直し	37	○2(1)㉒	87	R6.4	
	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化	38	○2(2)③	92	R6.4	
	科学的介護推進体制加算の見直し	39	○2(3)①	97	(※4)	
	自立支援促進加算の見直し	40	○2(3)②	102	R6.4	
	アウトカム評価の充実のためのADL 維持等加算の見直し	40	○2(3)③	103	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し	40	○2(3)④	104	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し	41	○2(3)⑤	105	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 の一本化	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボットやICT 等のテクノロジーの活用促進	42	○3(2)③	111～112	R6.4	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
	ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化	48	○3(3)⑩	127	(※4)	
	小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し	51	○3(3)⑰	133	R6.4	
	経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し	53	○4(2)③	144	R6.4	有
介護老人保健施設	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	所定疾患施設療養費の見直し	20	○1(3)⑱	32	R6.4	
	協力医療機関との連携体制の構築	20	○1(3)⑲	33	R6.4	有
	協力医療機関との定期的な会議の実施	22	○1(3)㉑	34	R6.4	
	入院時等の医療機関への情報提供	22	○1(3)㉒	35	R6.4	
	介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進	23	○1(3)㉓	37	R6.4	
	介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し	24	○1(4)⑦	43	R6.4	
	高齢者施設等における感染症対応力の向上	25	○1(5)①	45	R6.4	
	施設内療養を行う高齢者施設等への対応	26	○1(5)②	46	R6.4	
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	26	○1(5)③	47	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進	29	○1(7)⑤	57	R6.4	
	介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し	29	○1(7)⑥	58	R6.4	
	介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進	31	○2(1)②	68～69	R6.4	
	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し	32	○2(1)③	70	(※4)	

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し	35	○2(1)⑬	79	R6.4	
	介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化	36	○2(1)⑭	84	(※4)	
	退所者の栄養管理に関する情報連携の促進	37	○2(1)⑰	86	R6.4	
	再入所時栄養連携加算の対象の見直し	37	○2(1)⑱	87	R6.4	
	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化	38	○2(2)③	92	R6.4	
	介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進	38	○2(2)④	93～94	R6.4	有
	かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し	39	○2(2)⑤	95～96	R6.4	
	科学的介護推進体制加算の見直し	39	○2(3)①	97	(※4)	
	自立支援促進加算の見直し	40	○2(3)②	102	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し	40	○2(3)④	104	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し	41	○2(3)⑤	105	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化	41	○3(1)①	107～108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進	42	○3(2)③	111～112	R6.4	
	介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和	45	○3(2)⑤	115	R6.4	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
	ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化	48	○3(3)⑩	127	(※4)	
	認知症情報提供加算の廃止	53	○4(2)④	145	R6.4	
	地域連携診療計画情報提供加算の廃止	53	○4(2)⑤	146	R6.4	
介護医療院	人員配置基準における両立支援への配慮★	45	○3(2)⑦	117	(※4)	
	管理者の責務及び 兼務範囲の明確化等★	47	○3(3)①	119	R6.4	
	「書面掲示」規制の見直し★	54	○5①	149	R7.4	有
	協力医療機関との連携体制の構築	20	○1(3)⑰	33	R6.4	有
	協力医療機関との定期的な会議の実施	22	○1(3)⑳	34	R6.4	
	入院時等の医療機関への情報提供	22	○1(3)㉑	35	R6.4	
	介護医療院における看取りへの対応の充実	25	○1(4)⑧	44	R6.4	
	高齢者施設等における感染症対応力の向上	25	○1(5)①	45	R6.4	
	施設内療養を行う高齢者施設等への対応	26	○1(5)②	46	R6.4	
	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	26	○1(5)③	47	R6.4	
	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	26	○1(5)④	48	R6.4(※5)	有
	高齢者虐待防止の推進	27	○1(6)①	49～50	R6.4(※5)	
	認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進	29	○1(7)⑤	57	R6.4	
	介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進	31	○2(1)②	68～69	R6.4	
	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し	32	○2(1)③	70	(※4)	

## サービスごとの改定事項

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記。

※1 審議報告とは、令和5年12月19日の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて報告された「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」（参考資料2-2）のこと。（介護給付費分科会は、検索エンジンにて「介護給付費分科会」と検索）

※2 資料2とは、本説明会、資料2「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」のこと。

※3 加算の一本化にかかる施行時期

※4 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」等の解釈通知や「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の留意事項通知等にて改正の予定。適用時期はこれら通知等にて確認すること。

※5 参考資料1参照。

※6 R6.4.1～R9.3.31の間は努力義務

サービス種別	改正内容	審議報告 該当頁及び項番 (※1)		資料2 該当頁 (※2)	適用時期	経過措置期間 の設定
	介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化	36	○2(1)⑱	84	(※4)	
	退所者の栄養管理に関する情報連携の促進	37	○2(1)㉑	86	R6.4	
	再入所時栄養連携加算の対象の見直し	37	○2(1)㉒	87	R6.4	
	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化	38	○2(2)③	92	R6.4	
	科学的介護推進体制加算の見直し	39	○2(3)①	97	(※4)	
	自立支援促進加算の見直し	40	○2(3)②	102	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し	40	○2(3)④	104	R6.4	
	アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し	41	○2(3)⑤	105	R6.4	
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化	41	○3(1)①	107~108	R6.6(※3)	
	テレワークの取扱い	42	○3(2)①	109	(※4)	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	42	○3(2)②	110	(※6)	有
	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進	42	○3(2)③	111~112	R6.4	
	外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	46	○3(2)⑧	118	R6.4	
	ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化	48	○3(3)⑩	127	(※4)	
	長期療養生活移行加算の廃止	54	○4(2)⑥	147	R6.4	